公告

福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第17条の25第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり定める。

令和7年1月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 農用地利用集積等促進計画(令和6年度第17号)の内容 別紙のとおり。

福島復興再生特別措置法 農用地利用集積等促進計画(令和6年度第17号、令和7年1月27日公告)

番号	利用権を設定する者		利用権の設定を受ける者		利用権を設定する土地			利用権の設定内容		
	氏名又は名称	住所又は所在地	氏名又は名称	住所又は所在地	所在及び地番	現況地目	契約面積(㎡)	権利の種類	始期	終期
1	佐藤 年一	福島県相馬郡飯舘村	農事組合法人13区営農組合 代表理事 細川 強	福島県相馬郡飯舘村	福島県相馬郡飯舘村飯樋字原474-1	畑	14,001.00	使用貸借	R7.1.28	R12.12.31
	合計					1筆	14,001.00			